

平成 18 年 12 月 8 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市就労訓練活動事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、就労訓練活動事業（以下「事業」という。）を実施することにより、就労訓練の機会を提供するとともに障害者の社会参加を支援することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者
- (2) 施設 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設又は法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センター

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、市内に居住する障害者で、施設に通所するものとする。

(事業の内容等)

第 4 条 この事業の内容は、市役所事務とする。

- 2 この事業の利用に当たっては、障害者が小規模なグループを形成して作業を行うものとする。この場合において、指導員の数は、その施設に通所する障害者 4 名ごとに 1 名とする。
- 3 この事業の実施日、実施時間及び利用人数の上限は、市長が指定するものとする。

4 この事業の実施場所は、市庁舎、施設又は市主催事業の実施場所とする。

(事業の利用方法)

第5条 事業を利用しようとする者が属する施設の代表者(以下「代表者」という。)は、加古川市就労訓練活動事業利用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに事業の利用の可否を決定し、その結果を加古川市就労訓練活動事業利用決定(却下)通知書により、代表者に対し通知するものとする。

(利用決定の変更・取下げ)

第6条 代表者は、やむを得ない事由により、事業の利用を変更又は中止しようとするときは、速やかに加古川市就労訓練活動事業利用変更・取下届出書により、市長に届け出るものとする。

(報告)

第7条 代表者は、この事業の利用後、速やかに加古川市就労訓練活動事業実習報告書により、市長に報告しなければならない。

(謝礼の取扱い)

第8条 この事業の謝礼金額は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、この事業の利用による謝礼を、代表者に対し支払うものとする。

3 代表者は、前項の謝礼を、必要経費を除き、この事業を利用する障害者(以下「利用者」という。)に還元しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 利用者及び指導員は、この事業によって知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。

(事故責任等)

第10条 代表者は、事業実施中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

い。

2 代表者は、事業実施中に利用者及び指導員が本市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(様式)

第 11 条 申請書、その他書類の様式は、別に定める。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 29 日福祉部長決定)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日福祉部長決定)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日福祉部長決定)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日福祉部長決定)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日福祉部長決定)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

謝礼単価基準額表

基準金額	
1,500円／回	
2時間を超える場合は、1時間ごとに750円加算	
実習内容	単価（円）
公用車洗車作業	500円／台
刻印・ゴム印押し作業	2円／箇所
紙折・封折作業	2円／回
封入作業	2円／回
シール貼り	2円／箇所
冊子等への挟み込み	2円／枚
再利用封筒づくり	10円／枚
製本作業（20枚以下）	10円／冊
製本作業（21枚以上）	15円／冊
その他2工程以内のもの	3円／回
その他4工程以内のもの	5円／回
その他5工程以上のもの	10円／回
軽作業（設営・撤去・受付・除草）	1人につき、250円／時間